

富山大学における学生の旧姓及び通称名使用の取扱い等に関する要項

平成31年3月27日制定

(目的)

第1条 この要項は、富山大学（以下「本学」という。）における学生の旧姓及び通称名（以下「通称名等」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(通称名等を使用できる場合)

第2条 通称名等を使用できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 婚姻等により戸籍上の姓を変更した学生が旧姓を使用する場合
- (2) 戸籍上の改名がなされていない学生が病気や障がいのために通称名等を使用する場合
- (3) 外国籍の学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
- (4) その他戸籍又は住民票（以下「戸籍等」という。）上の氏名を使用することが困難であると学長が認める場合

(通称名等使用文書等)

第3条 通称名等が使用できる文書等は、第4条に定める以外の文書等とする。

(戸籍等上の氏名使用文書等)

第4条 戸籍等上の氏名を使用する文書等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学位記
- (2) 債権関係書類（授業料・入学料等）
- (3) 支払関係書類（旅費・謝金）
- (4) 教育職員免許状申請書類
- (5) 国家資格を得るために国若しくは地方公共団体又はそれらの委託を受けた団体が行う試験の出願書類
- (6) 法令等の定めにより、戸籍等上の氏名を使用することとされる文書等
- (7) その他通称名等を使用することが困難であると学長が判断するもの

(通称名等使用願)

第5条 通称名等の使用を希望する学生は、通称名等使用願（別紙様式第1号）に確認書類を添えて、所属する学部、大学院研究科又は教育部の長（以下「学部長等」という。）を経て学長に願い出る。

(通称名等使用許可)

第6条 学長は、通称名等の使用を認めた場合は、通称名等使用許可通知書（別紙様式第2号）により、学部長等を経て当該学生に通知する。

2 学長は、通称名等の使用を許可するに当たり、必要に応じ、学内関係機関に意見を求めるものとする。

3 学長は、願い出の内容に虚偽があった場合は、許可を取り消すことができる。

(通称名等使用中止願)

第7条 通称名等を使用している学生が、通称名等の使用を中止する場合、通称名等使用中止願（別紙様式第3号）により、学部長等を経て学長に願い出る。

(通称名等使用中止許可)

第8条 学長は、通称名等の使用中止を認めた場合は、通称名等使用中止許可通知書(別紙様式第4号)により、学部長等を経て当該学生に通知する。

(記録)

第9条 通称名等の使用又は中止を認めた場合は、その旨を学務情報システムに登録する。

(学位記への通称名等の併記)

第10条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、通称名等を使用する学生から、学位記記載氏名併記届(別紙様式第5号)により、学部長等を経て学長に届出があった場合には、学位記に戸籍等上の氏名と通称名等とを併記することができる。

(卒業等後の取扱い)

第11条 卒業、修了又は退学時に通称名等を使用していた学生に係る文書等(第4条に規定するものを除く。)の氏名については、卒業、修了又は退学後も同様に取り扱うものとする。

(通称名等を使用していることの証明)

第12条 通称名等を使用する学生から申し出があった場合は、本学において通称名等の使用を認めている旨を記載した文書(別紙様式第6号)を交付するものとする。

2 通称名等と戸籍等上の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己の責任において行うものとする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、学生の通称名等使用の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

通称名等使用願

年 月 日

富山大学長 殿

学部（研究科・教育部）

学科（専攻）

学籍番号

氏 名

印

下記のとおり旧姓又は通称名を使用したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

1. 使用する旧姓又は通称名

ふりがな	
氏名	
ローマ字	

2. 戸籍等上の氏名

ふりがな	
氏名	
ローマ字	

3. 使用理由

- (1) 旧姓を使用 (添付書類：戸籍抄本)
- (2) 病気や障がいのため通称名を使用 (添付書類：医師の診断書)
- (3) 外国籍の者が住民票に記載されている通称名を使用 (添付書類：住民票の写し)
- (4) その他 (添付書類：戸籍等上の氏名使用が困難であること理由書等)

※該当の番号に○を記入

通称名等使用許可通知書

年 月 日

殿

富山大学長

印

年 月 日付けで願い出のあった通称名等使用について、下記のとおり許可しましたので通知します。

記

1. 許可日 年 月 日

2. 使用する旧姓又は通称名

ふりがな	
氏名	
ローマ字	

3. 戸籍等上の氏名

ふりがな	
氏名	
ローマ字	

(注意事項)

- ・旧姓又は通称名と戸籍等上の氏名を使い分けることに起因する学内外での不利益等について大学は責任を持ってないので留意すること。

通称名等使用中止願

年 月 日

富山大学長 殿

学部（研究科・教育部）

学科（専攻）

学籍番号

戸籍等上の氏名

印

下記のとおり旧姓又は通称名の使用を中止したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

1. 使用を中止する旧姓又は通称名

ふりがな	
氏名	
ローマ字	

2. 戸籍等上の氏名

ふりがな	
氏名	
ローマ字	

3. 中止理由

通称名等使用中止許可通知書

年 月 日

殿

富山大学長

印

年 月 日付けで願い出のあった通称名等使用中止について、下記のとおり許可しましたので通知します。

記

1. 使用中止日 年 月 日

2. 使用を中止する旧姓又は通称名

ふりがな	
氏名	
ローマ字	

3. 戸籍等上の氏名

ふりがな	
氏名	
ローマ字	

学位記記載氏名併記届

年 月 日

富山大学長 殿

学部（研究科・教育部）

学科（専攻）

学籍番号

戸籍等上の氏名

印

学位記に記載する氏名については、下記により旧姓又は通称名を併記し記載して
いただきたく、届出いたします。

記

学位記記載氏名

日本語表記	
ローマ字表記	

※併記する旧姓又は通称名を（）で記載すること。

日本語例：富山（立山）太郎，富山 太郎（次郎），富山 太郎（立山 次郎）

ローマ字例：Toyama (Tateyama) Taro, Toyama Taro (Ziro), Toyama Taro (Tateyama Ziro)

富山大学学生の氏名表記について

本学では、学生からの申し出により、学生の氏名表記について、戸籍等上の氏名ではなく旧姓及び通称名を使用することを認めており、下記学生の氏名表記については、本学の各種文書（一部を除く）で使用しています。

記

旧姓又は通称名

戸籍等上の氏名

年 月 日

富山大学 学部長
(富山大学大学院 長)
○ ○ ○ ○ 印